

緑樹苑指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法緑樹会が開設する緑樹苑指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、総合事業・要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定介護予防・日常生活支援総合事業においては、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 緑樹苑指定通所介護事業所
- 二 所在地 沖縄市胡屋7丁目2番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 介護予防通所介護従事者
　　生活相談員 1名以上
　　介護職員 5名以上
　　看護職員 1名以上

通所介護従事者は、指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の介護予防通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して介護予防通所介護計画の作成等を行う。

三 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超えた場合は他の職員をおくことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始の 12 月 31 日～1 月 3 日及び天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く。

二 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

三 サービス提供時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 15 分

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護事業、総合事業第 1 号通所事業も含めて、1 日 35 人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

食事の提供

入浴サービス

排泄介助

送迎サービス

レクリエーション

運動機器能力向上サービス

栄養改善サービス

口腔機能向上サービス

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その個々の負担割合に応じた額とする。

2 食費 無料

3 レクリエーション等の諸経費について、材料費等の個人負担分は別途実費徴収するものとする。

4 利用料は、本会の定める期日までに、口座引落により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沖縄市、うるま市、北谷町、北中城村とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施しするものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第14条 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第15条 事業所は、通所介護に使用する備品を清潔に保持し、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

- 第17条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第18条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して、行うことができるものとする。)を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報される必要があり、事業者等は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第20条 事業所はサービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(職場におけるハラスメント)

第21条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業制限が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる物とする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護従事者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 繼続研修 年1回
- 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。
この規程は、平成18年11月1日より施行する。
この規程は、平成18年12月1日より施行する。
この規程は、平成19年1月1日より施行する。
この規程は、平成19年3月1日より施行する。
この規程は、平成19年6月1日より施行する。
この規程は、平成19年7月1日より施行する。
この規程は、平成19年10月1日より施行する。
この規程は、平成19年11月1日より施行する。
この規程は、平成20年1月1日より施行する。
この規程は、平成20年5月1日より施行する。
この規程は、平成20年6月1日より施行する。
この規程は、平成20年12月1日より施行する。
この規程は、平成21年1月1日より施行する。
この規程は、平成21年2月1日より施行する。
この規程は、平成21年9月1日より施行する。
この規程は、平成21年10月1日より施行する。
この規程は、平成21年12月1日より施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 5 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 12 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 8 日より施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。